

6 建住第 1291 号
令和 7 年（2025 年）3 月 21 日

一般社団法人 長野県建設業協会 会長 様

長野県建設部長
（公 印 省 略）

長野県手数料徴収条例の一部改正について（通知）

このことについて、別添県報写のとおり令和 7 年 3 月 21 日に公布し、令和 7 年 4 月 1 日より施行します。

つきましては、条例の施行にあたり、下記事項にご留意いただくとともに、貴会会員への周知についてご配慮いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1 改正の理由及び内容について

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、審査手数料を次のとおり改正するほか、所要の改正を行う。

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の範囲が拡大されたことに伴い、当該判定に係る審査の事務の手数を改定する。
- (2) 一定の要件を満たす建築物については、建築物エネルギー消費性能適合性判定に代えて、建築確認の中で建築物エネルギー消費性能基準への適合判断を行うことが可能になったことに伴い、建築確認に係る審査手数料を改定する。
- (3) 低炭素建築物新築等計画の認定及び性能向上計画の認定の審査手数料の額を改定する。
- (4) 諸経費の増大に伴い審査手数料を改定する。

2 審査手数料を改正する事務について

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に関する事務
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に関する事務
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に関する事務
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に関する事務

※改正後の手数料については、別添の手数料早見表をご確認ください。

（問い合わせ先）

建築住宅課指導審査係 吉川 上野 大山

電 話 0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 3 5（直通）

F A X 0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 7 9

E-mail kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp



長野県報

3月21日(金)
令和7年
(2025年)
第593号

目次

条 例

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（DX推進課、地域福祉課）	8
創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（広報・共創推進課、税務課、経営・創業支援課、労働雇用課）	8
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（市町村課、人事課、職員課、情報公開・法務課、次世代サポート課、障がい者支援課、水大気環境課、水道・生活排水課、自然保護課、資源循環推進課、山岳高原観光課、砂防課、都市・まちづくり課、警務課）	9
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	11
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	40
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	41
長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（人事課）	41
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	42
長野県美術品取得基金条例の一部を改正する条例（文化振興課）	42
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例（こども・家庭課、児童相談・養育支援室、地域福祉課、介護支援課、障がい者支援課）	42
幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（こども・家庭課）	44
一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（こども・家庭課児童相談・養育支援室）	44
技術専門校条例等の一部を改正する条例（医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、健康増進課、産業人材育成課、農業技術課、信州の木活用課）	48
民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（地域福祉課）	49
長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）	49
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課、薬事管理課、農産物マーケティング室、園芸畜産課、都市・まちづくり課、建築住宅課）	50
長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境政策課）	85
良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（水大気環境課）	85
長野県宿泊税条例（山岳高原観光課）	85
長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例（山岳高原観光課）	90
長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課）	91
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（農業政策課、農村振興課）	91
長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課）	91
国営竜西土地改良事業負担金等徴収条例（農地整備課）	92
長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課）	93
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課）	94
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営推進課）	95
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（経営推進課）	95
長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	96
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	96
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高校教育課）	126
特別支援学校設置条例の一部を改正する条例（特別支援教育課）	126
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）	127
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	127
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（交通規制課）	145

規 則

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	146
個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課）	148
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（会計課）	148
長野県議会会議規則の一部を改正する規則（議事課）	149
長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則（総務課）	149
長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則（交通規制課、東北信運転免許課）	150
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	150

告 示

令和7年3月12日成立した令和6年度補正予算の要領（財政課）	152
令和7年3月12日成立した令和7年度予算の要領（財政課）	154
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（水道・生活排水課）	158
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	159
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	160
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	160
長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正（総務課）	160

公 告

県営土地改良事業の工事の完了（14件）（農地整備課）	161
開発行為に関する工事の完了（4件）（都市・まちづくり課）	164

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和7年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第20号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例
長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表第1の27の項の次に次のように加える。
27の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分		単位	金額
(1) 法第15条第2項の規定による輸出証明書（放射性物質検査証明書等を除く。）の発行の申請に対する審査		1 件	870円
(2) 法第17条第2項の規定による適合施設の認定の申請に対する審査	ア 現地調査を行う場合	〃	20,900円
	イ ア以外の場合	〃	10,400円

別表第1の29の項中

140,000円	を	140,000円	に、	110,000円	を	120,000円	に、
7,800円		8,100円		7,800円		8,100円	

「

35,000円	を	36,000円	に改め、同表の30の項中	28,600円	を	29,500円	に改
7,800円		8,100円		15,400円		15,800円	
51,000円		51,000円		10,700円		10,900円	
				6,700円		6,900円	
				11,000円		11,200円	
				5,400円		5,500円	
				2,400円		2,500円	
				4,000円		4,100円	

」

め、同表の31の項中

12,000円	を	12,300円	に改め、同表の32の項中	15,300円	を
---------	---	---------	--------------	---------	---

「

15,600円	に改め、同表の33の項中	29,300円	を	30,600円	に、	11,900円	を
		11,100円		11,900円			

」

「

12,600円	に、	38,200円	を	39,300円	に、	81,700円	を
		26,700円		27,600円		55,600円	
		26,700円		27,600円		34,900円	
		28,400円		29,300円		34,900円	
		19,100円		19,900円		34,900円	
		19,100円		19,900円			
		204,000円		206,900円			
		36,100円		36,600円			
		90円		90円			
		72,400円		73,400円			
		35,500円		36,000円			

」

83,400円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「 イ 第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う場合	”	アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(ア)から(オ)までに定める額を加えた額 (ア) 第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う部分の床面積（以下この項において「第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積」という。）が1,000平方メートル以内のもの 140,000円 (イ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 190,000円 (ウ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 230,000円 (エ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 300,000円 (オ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が5万平方メートルを超えるもの 560,000円
「 イ 第6条の3第1項第1号の特定構造計算基準等審査を行う場合で、かつ、省エネ仕様基準審査を行わない場合	”	アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(ア)から(オ)までに定める額を加えた額 (ア) 第6条の3第1項第1号の特定構造計算基準等審査を行う部分の床面積（以下この項において「第6条の3第1項第1号の構造計算審査

			床面積」という。)が1,000平方メートル以内のもの 140,000円 (イ) 第6条の3第1項第1号の構造計算審査床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 190,000円 (ロ) 第6条の3第1項第1号の構造計算審査床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 230,000円 (ハ) 第6条の3第1項第1号の構造計算審査床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 300,000円 (ニ) 第6条の3第1項第1号の構造計算審査床面積が5万平方メートルを超えるもの 570,000円
ウ 第6条の3第1項第1号の特定構造計算基準等審査を行わない場合で、かつ、省エネ仕様基準審査を行う場合	(ア) 1戸建ての住宅	〃	アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、a又はbに定める区分に応じそれぞれa又はbに定める額を加えた額 a 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が200平方メートル未満のもの 14,000円 b 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が200平方メートル以上のもの 15,000円
	(イ) (ア)以外の住宅	〃	アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、aからdまでに定める区分に応じそれぞれaからdまでに定める額を加えた額 a 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が300平方メートル未満のもの 30,000円 b 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が300平方メートル

に、「第18条第4項本文」を「第18条第5項本文」に、

			ル以上2,000平方メートル未満のもの 52,000円 c 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 97,000円 d 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が5,000平方メートル以上のもの 150,000円
エ 第6条の3第1項第1号の特定構造計算基準等審査及び省エネ仕様基準審査を行う場合	(ア) 1戸建ての住宅	〃	アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、イの(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれイの(ア)から(オ)までに定める額及びウの(ア)のa又はbに定める区分に応じそれぞれウの(ア)のa又はbに定める額を加えた額
	(イ) (ア)以外の住宅	〃	アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、イの(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれイの(ア)から(オ)までに定める額及びウの(イ)のaからdまでに定める区分に応じそれぞれウの(イ)のaからdまでに定める額を加えた額

」

「

130,000円
150,000円
200,000円
360,000円
160,000円
230,000円
270,000円
360,000円
680,000円

」

を

「

140,000円
160,000円
210,000円
380,000円
170,000円
240,000円
280,000円
370,000円
710,000円

」

に、「第18条第17項」を「第18条第21項」に、

「

11,000円
17,000円
22,000円
32,000円
52,000円
71,000円
140,000円
220,000円
440,000円

」

を

13,000円	に、	14,000円	を	15,000円	に、	54,000円	を
20,000円		15,000円		15,000円		76,000円	
26,000円		18,000円		21,000円		150,000円	
38,000円		20,000円		20,000円		230,000円	
62,000円		22,000円		26,000円		460,000円	
87,000円		26,000円		26,000円			
160,000円		32,000円		38,000円			
270,000円							
550,000円							

64,000円	に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に、	50,000円	を	51,000円	に、
91,000円		71,000円		72,000円	
180,000円					
280,000円					
570,000円					

500,000円	を	510,000円	に、「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に、「第18条第24項第2号」を「第18条第38項第2号」に、「第18条第24項第3号」を「第18条第38項第3号」に、「第18条第24項第4号」を「第18条第38項第4号」に、「第18条第24項第5号」を「第18条第38項第5号」に、「第18条第24項第6号」を「第18条第38項第6号」に、「第18条第24項第7号」を「第18条第38項第7号」に、「第18条第24項第8号」を「第18条第38項第8号」に、「第18条第24項第9号」を「第18条第38項第9号」に、「第18条第24項第10号」を「第18条第38項第10号」に、「第18条第24項第11号」を「第18条第38項第11号」に、「第18条第24項第12号」を「第18条第38項第12号」に、「第18条第24項第13号」を「第18条第38項第13号」に、「第18条第24項第14号」を「第18条第38項第14号」に、「第18条第24項第15号」を「第18条第38項第15号」に、「第18条第24項第16号」を「第18条第38項第16号」に、「第18条第24項第17号」を「第18条第38項第17号」に、「第18条第24項第18号」を「第18条第38項第18号」に、「第18条第24項第19号」を「第18条第38項第19号」に、「第18条第24項第20号」を「第18条第38項第20号」に、「第18条第24項第21号」を「第18条第38項第21号」に、「第18条第24項第22号」を「第18条第38項第22号」に、「第18条第24項第23号」を「第18条第38項第23号」に、「第18条第24項第24号」を「第18条第38項第24号」に、「第18条第24項第25号」を「第18条第38項第25号」に、「第18条第24項第26号」を「第18条第38項第26号」に、「第18条第24項第27号」を「第18条第38項第27号」に、「第18条第24項第28号」を「第18条第38項第28号」に、「第18条第24項第29号」を「第18条第38項第29号」に、「第18条第24項第30号」を「第18条第38項第30号」に、「第18条第24項第31号」を「第18条第38項第31号」に、「第18条第24項第32号」を「第18条第38項第32号」に、「第18条第24項第33号」を「第18条第38項第33号」に、「第18条第24項第34号」を「第18条第38項第34号」に、「第18条第24項第35号」を「第18条第38項第35号」に、「第18条第24項第36号」を「第18条第38項第36号」に、「第18条第24項第37号」を「第18条第38項第37号」に、「第18条第24項第38号」を「第18条第38項第38号」に、「第18条第24項第39号」を「第18条第38項第39号」に、「第18条第24項第40号」を「第18条第38項第40号」に、「第18条第24項第41号」を「第18条第38項第41号」に、「第18条第24項第42号」を「第18条第38項第42号」に、「第18条第24項第43号」を「第18条第38項第43号」に、「第18条第24項第44号」を「第18条第38項第44号」に、「第18条第24項第45号」を「第18条第38項第45号」に、「第18条第24項第46号」を「第18条第38項第46号」に、「第18条第24項第47号」を「第18条第38項第47号」に、「第18条第24項第48号」を「第18条第38項第48号」に、「第18条第24項第49号」を「第18条第38項第49号」に、「第18条第24項第50号」を「第18条第38項第50号」に、「第18条第24項第51号」を「第18条第38項第51号」に、「第18条第24項第52号」を「第18条第38項第52号」に、「第18条第24項第53号」を「第18条第38項第53号」に、「第18条第24項第54号」を「第18条第38項第54号」に、「第18条第24項第55号」を「第18条第38項第55号」に、「第18条第24項第56号」を「第18条第38項第56号」に、「第18条第24項第57号」を「第18条第38項第57号」に、「第18条第24項第58号」を「第18条第38項第58号」に、「第18条第24項第59号」を「第18条第38項第59号」に、「第18条第24項第60号」を「第18条第38項第60号」に、「第18条第24項第61号」を「第18条第38項第61号」に、「第18条第24項第62号」を「第18条第38項第62号」に、「第18条第24項第63号」を「第18条第38項第63号」に、「第18条第24項第64号」を「第18条第38項第64号」に、「第18条第24項第65号」を「第18条第38項第65号」に、「第18条第24項第66号」を「第18条第38項第66号」に、「第18条第24項第67号」を「第18条第38項第67号」に、「第18条第24項第68号」を「第18条第38項第68号」に、「第18条第24項第69号」を「第18条第38項第69号」に、「第18条第24項第70号」を「第18条第38項第70号」に、「第18条第24項第71号」を「第18条第38項第71号」に、「第18条第24項第72号」を「第18条第38項第72号」に、「第18条第24項第73号」を「第18条第38項第73号」に、「第18条第24項第74号」を「第18条第38項第74号」に、「第18条第24項第75号」を「第18条第38項第75号」に、「第18条第24項第76号」を「第18条第38項第76号」に、「第18条第24項第77号」を「第18条第38項第77号」に、「第18条第24項第78号」を「第18条第38項第78号」に、「第18条第24項第79号」を「第18条第38項第79号」に、「第18条第24項第80号」を「第18条第38項第80号」に、「第18条第24項第81号」を「第18条第38項第81号」に、「第18条第24項第82号」を「第18条第38項第82号」に、「第18条第24項第83号」を「第18条第38項第83号」に、「第18条第24項第84号」を「第18条第38項第84号」に、「第18条第24項第85号」を「第18条第38項第85号」に、「第18条第24項第86号」を「第18条第38項第86号」に、「第18条第24項第87号」を「第18条第38項第87号」に、「第18条第24項第88号」を「第18条第38項第88号」に、「第18条第24項第89号」を「第18条第38項第89号」に、「第18条第24項第90号」を「第18条第38項第90号」に、「第18条第24項第91号」を「第18条第38項第91号」に、「第18条第24項第92号」を「第18条第38項第92号」に、「第18条第24項第93号」を「第18条第38項第93号」に、「第18条第24項第94号」を「第18条第38項第94号」に、「第18条第24項第95号」を「第18条第38項第95号」に、「第18条第24項第96号」を「第18条第38項第96号」に、「第18条第24項第97号」を「第18条第38項第97号」に、「第18条第24項第98号」を「第18条第38項第98号」に、「第18条第24項第99号」を「第18条第38項第99号」に、「第18条第24項第100号」を「第18条第38項第100号」に、「第18条第24項第101号」を「第18条第38項第101号」に、「第18条第24項第102号」を「第18条第38項第102号」に、「第18条第24項第103号」を「第18条第38項第103号」に、「第18条第24項第104号」を「第18条第38項第104号」に、「第18条第24項第105号」を「第18条第38項第105号」に、「第18条第24項第106号」を「第18条第38項第106号」に、「第18条第24項第107号」を「第18条第38項第107号」に、「第18条第24項第108号」を「第18条第38項第108号」に、「第18条第24項第109号」を「第18条第38項第109号」に、「第18条第24項第110号」を「第18条第38項第110号」に、「第18条第24項第111号」を「第18条第38項第111号」に、「第18条第24項第112号」を「第18条第38項第112号」に、「第18条第24項第113号」を「第18条第38項第113号」に、「第18条第24項第114号」を「第18条第38項第114号」に、「第18条第24項第115号」を「第18条第38項第115号」に、「第18条第24項第116号」を「第18条第38項第116号」に、「第18条第24項第117号」を「第18条第38項第117号」に、「第18条第24項第118号」を「第18条第38項第118号」に、「第18条第24項第119号」を「第18条第38項第119号」に、「第18条第24項第120号」を「第18条第38項第120号」に、「第18条第24項第121号」を「第18条第38項第121号」に、「第18条第24項第122号」を「第18条第38項第122号」に、「第18条第24項第123号」を「第18条第38項第123号」に、「第18条第24項第124号」を「第18条第38項第124号」に、「第18条第24項第125号」を「第18条第38項第125号」に、「第18条第24項第126号」を「第18条第38項第126号」に、「第18条第24項第127号」を「第18条第38項第127号」に、「第18条第24項第128号」を「第18条第38項第128号」に、「第18条第24項第129号」を「第18条第38項第129号」に、「第18条第24項第130号」を「第18条第38項第130号」に、「第18条第24項第131号」を「第18条第38項第131号」に、「第18条第24項第132号」を「第18条第38項第132号」に、「第18条第24項第133号」を「第18条第38項第133号」に、「第18条第24項第134号」を「第18条第38項第134号」に、「第18条第24項第135号」を「第18条第38項第135号」に、「第18条第24項第136号」を「第18条第38項第136号」に、「第18条第24項第137号」を「第18条第38項第137号」に、「第18条第24項第138号」を「第18条第38項第138号」に、「第18条第24項第139号」を「第18条第38項第139号」に、「第18条第24項第140号」を「第18条第38項第140号」に、「第18条第24項第141号」を「第18条第38項第141号」に、「第18条第24項第142号」を「第18条第38項第142号」に、「第18条第24項第143号」を「第18条第38項第143号」に、「第18条第24項第144号」を「第18条第38項第144号」に、「第18条第24項第145号」を「第18条第38項第145号」に、「第18条第24項第146号」を「第18条第38項第146号」に、「第18条第24項第147号」を「第18条第38項第147号」に、「第18条第24項第148号」を「第18条第38項第148号」に、「第18条第24項第149号」を「第18条第38項第149号」に、「第18条第24項第150号」を「第18条第38項第150号」に、「第18条第24項第151号」を「第18条第38項第151号」に、「第18条第24項第152号」を「第18条第38項第152号」に、「第18条第24項第153号」を「第18条第38項第153号」に、「第18条第24項第154号」を「第18条第38項第154号」に、「第18条第24項第155号」を「第18条第38項第155号」に、「第18条第24項第156号」を「第18条第38項第156号」に、「第18条第24項第157号」を「第18条第38項第157号」に、「第18条第24項第158号」を「第18条第38項第158号」に、「第18条第24項第159号」を「第18条第38項第159号」に、「第18条第24項第160号」を「第18条第38項第160号」に、「第18条第24項第161号」を「第18条第38項第161号」に、「第18条第24項第162号」を「第18条第38項第162号」に、「第18条第24項第163号」を「第18条第38項第163号」に、「第18条第24項第164号」を「第18条第38項第164号」に、「第18条第24項第165号」を「第18条第38項第165号」に、「第18条第24項第166号」を「第18条第38項第166号」に、「第18条第24項第167号」を「第18条第38項第167号」に、「第18条第24項第168号」を「第18条第38項第168号」に、「第18条第24項第169号」を「第18条第38項第169号」に、「第18条第24項第170号」を「第18条第38項第170号」に、「第18条第24項第171号」を「第18条第38項第171号」に、「第18条第24項第172号」を「第18条第38項第172号」に、「第18条第24項第173号」を「第18条第38項第173号」に、「第18条第24項第174号」を「第18条第38項第174号」に、「第18条第24項第175号」を「第18条第38項第175号」に、「第18条第24項第176号」を「第18条第38項第176号」に、「第18条第24項第177号」を「第18条第38項第177号」に、「第18条第24項第178号」を「第18条第38項第178号」に、「第18条第24項第179号」を「第18条第38項第179号」に、「第18条第24項第180号」を「第18条第38項第180号」に、「第18条第24項第181号」を「第18条第38項第181号」に、「第18条第24項第182号」を「第18条第38項第182号」に、「第18条第24項第183号」を「第18条第38項第183号」に、「第18条第24項第184号」を「第18条第38項第184号」に、「第18条第24項第185号」を「第18条第38項第185号」に、「第18条第24項第186号」を「第18条第38項第186号」に、「第18条第24項第187号」を「第18条第38項第187号」に、「第18条第24項第188号」を「第18条第38項第188号」に、「第18条第24項第189号」を「第18条第38項第189号」に、「第18条第24項第190号」を「第18条第38項第190号」に、「第18条第24項第191号」を「第18条第38項第191号」に、「第18条第24項第192号」を「第18条第38項第192号」に、「第18条第24項第193号」を「第18条第38項第193号」に、「第18条第24項第194号」を「第18条第38項第194号」に、「第18条第24項第195号」を「第18条第38項第195号」に、「第18条第24項第196号」を「第18条第38項第196号」に、「第18条第24項第197号」を「第18条第38項第197号」に、「第18条第24項第198号」を「第18条第38項第198号」に、「第18条第24項第199号」を「第18条第38項第199号」に、「第18条第24項第200号」を「第18条第38項第200号」に、「第18条第24項第201号」を「第18条第38項第201号」に、「第18条第24項第202号」を「第18条第38項第202号」に、「第18条第24項第203号」を「第18条第38項第203号」に、「第18条第24項第204号」を「第18条第38項第204号」に、「第18条第24項第205号」を「第18条第38項第205号」に、「第18条第24項第206号」を「第18条第38項第206号」に、「第18条第24項第207号」を「第18条第38項第207号」に、「第18条第24項第208号」を「第18条第38項第208号」に、「第18条第24項第209号」を「第18条第38項第209号」に、「第18条第24項第210号」を「第18条第38項第210号」に、「第18条第24項第211号」を「第18条第38項第211号」に、「第18条第24項第212号」を「第18条第38項第212号」に、「第18条第24項第213号」を「第18条第38項第213号」に、「第18条第24項第214号」を「第18条第38項第214号」に、「第18条第24項第215号」を「第18条第38項第215号」に、「第18条第24項第216号」を「第18条第38項第216号」に、「第18条第24項第217号」を「第18条第38項第217号」に、「第18条第24項第218号」を「第18条第38項第218号」に、「第18条第24項第219号」を「第18条第38項第219号」に、「第18条第24項第220号」を「第18条第38項第220号」に、「第18条第24項第221号」を「第18条第38項第221号」に、「第18条第24項第222号」を「第18条第38項第222号」に、「第18条第24項第223号」を「第18条第38項第223号」に、「第18条第24項第224号」を「第18条第38項第224号」に、「第18条第24項第225号」を「第18条第38項第225号」に、「第18条第24項第226号」を「第18条第38項第226号」に、「第18条第24項第227号」を「第18条第38項第227号」に、「第18条第24項第228号」を「第18条第38項第228号」に、「第18条第24項第229号」を「第18条第38項第229号」に、「第18条第24項第230号」を「第18条第38項第230号」に、「第18条第24項第231号」を「第18条第38項第231号」に、「第18条第24項第232号」を「第18条第38項第232号」に、「第18条第24項第233号」を「第18条第38項第233号」に、「第18条第24項第234号」を「第18条第38項第234号」に、「第18条第24項第235号」を「第18条第38項第235号」に、「第18条第24項第236号」を「第18条第38項第236号」に、「第18条第24項第237号」を「第18条第38項第237号」に、「第18条第24項第238号」を「第18条第38項第238号」に、「第18条第24項第239号」を「第18条第38項第239号」に、「第18条第24項第240号」を「第18条第38項第240号」に、「第18条第24項第241号」を「第18条第38項第241号」に、「第18条第24項第242号」を「第18条第38項第242号」に、「第18条第24項第243号」を「第18条第38項第243号」に、「第18条第24項第244号」を「第18条第38項第244号」に、「第18条第24項第245号」を「第18条第38項第245号」に、「第18条第24項第246号」を「第18条第38項第246号」に、「第18条第24項第247号」を「第18条第38項第247号」に、「第18条第24項第248号」を「第18条第38項第248号」に、「第18条第24項第249号」を「第18条第38項第249号」に、「第18条第24項第250号」を「第18条第38項第250号」に、「第18条第24項第251号」を「第18条第38項第251号」に、「第18条第24項第252号」を「第18条第38項第252号」に、「第18条第24項第253号」を「第18条第38項第253号」に、「第18条第24項第254号」を「第18条第38項第254号」に、「第18条第24項第255号」を「第18条第38項第255号」に、「第18条第24項第256号」を「第18条第38項第256号」に、「第18条第24項第257号」を「第18条第38項第257号」に、「第18条第24項第258号」を「第18条第38項第258号」に、「第18条第24項第259号」を「第18条第38項第259号」に、「第18条第24項第260号」を「第18条第38項第260号」に、「第18条第24項第261号」を「第18条第38項第261号」に、「第18条第24項第262号」を「第18条第38項第262号」に、「第18条第24項第263号」を「第18条第38項第263号」に、「第18条第24項第264号」を「第18条第38項第264号」に、「第18条第24項第265号」を「第18条第38項第265号」に、「第18条第24項第266号」を「第18条第38項第266号」に、「第18条第24項第267号」を「第18条第38項第267号」に、「第18条第24項第268号」を「第18条第38項第268号」に、「第18条第24項第269号」を「第18条第38項第269号」に、「第18条第24項第270号」を「第18条第38項第270号」に、「第18条第24項第271号」を「第18条第38項第271号」に、「第18条第24項第272号」を「第18条第38項第272号」に、「第18条第24項第273号」を「第18条第38項第273号」に、「第18条第24項第274号」を「第18条第38項第274号」に、「第18条第24項第275号」を「第18条第38項第275号」に、「第18条第24項第276号」を「第18条第38項第276号」に、「第18条第24項第277号」を「第18条第38項第277号」に、「第18条第24項第278号」を「第18条第38項第278号」に、「第18条第24項第279号」を「第18条第38項第279号」に、「第18条第24項第280号」を「第18条第38項第280号」に、「第18条第24項第281号」を「第18条第38項第281号」に、「第18条第24項第282号」を「第18条第38項第282号」に、「第18条第24項第283号」を「第18条第38項第283号」に、「第18条第24項第284号」を「第18条第38項第284号」に、「第18条第24項第285号」を「第18条第38項第285号」に、「第18条第24項第286号」を「第18条第38項第286号」に、「第18条第24項第287号」を「第18条第38項第287号」に、「第18条第24項第288号」を「第18条第38項第288号」に、「第18条第24項第289号」を「第18条第38項第289号」に、「第18条第24項第290号」を「第18条第38項第290号」に、「第18条第24項第291号」を「第18条第38項第291号」に、「第18条第24項第292号」を「第18条第38項第292号」に、「第18条第24項第293号」を「第18条第38項第293号」に、「第18条第24項第294号」を「第18条第38項第294号」に、「第18条第24項第295号」を「第18条第38項第295号」に、「第18条第24項第296号」を「第18条第38項第296号」に、「第18条第24項第297号」を「第18条第38項第297号」に、「第18条第24項第298号」を「第18条第38項第298号」に、「第18条第24項第299号」を「第18条第38項第299号」に、「第18条第24項第300号」を「第18条第38項第300号」に、「第18条第24項第301号」を「第18条第38項第301号」に、「第18条第24項第302号」を「第18条第38項第302号」に、「第18条第24項第303号」を「第18条第38項第303号」に、「第18条第24項第304号」を「第18条第38項第304号」に、「第18条第24項第305号」を「第18条第38項第305号」に、「第18条第24項第306号」を「第18条第38項第306号」に、「第18条第24項第307号」を「第18条第38項第307号」に、「第18条第24項第308号」を「第18条第38項第308号」に、「第18条第24項第309号」を「第18条第38項第309号」に、「第18条第24項第310号」を「第18条第38項第310号」に、「第18条第24項第311号」を「第18条第38項第311号」に、「第18条第24項第312号」を「第18条第38項第312号」に、「第18条第24項第313号」を「第18条第38項第313号」に、「第18条第24項第314号」を「第18条第38項第314号」に、「第18条第24項第315号」を「第18条第38項第315号」に、「第18条第24項第316号」を「第18条第38項第316号」に、「第18条第24項第317号」を「第18条第38項第317号」に、「第18条第24項第318号」を「第18条第38項第318号」に、「第18条第24項第319号」を「第18条第38項第319号」に、「第18条第24項第320号」を「第18条第38項第320号」に、「第18条第24項第321号」を「第18条第38項第321号」に、「第18条第24項第322号」を「第18条第38項第322号」に、「第18条第24項第323号」を「第18条第38項第323号」に、「第18条第24項第324号」を「第18条第38項第324号」に、「第18条第24項第325号」を「第18条第38項第325号」に、「第18条第24項第326号」を「第18条第38項第326号」に、「第18条第24項第327号」を「第18条第38項第327号」に、「第18条第24項第328号」を「第18条第38項第328号」に、「第18条第24項第329号」を「第18条第38項第329号」に、「第18条第24項第330号」を「第18条第38項第330号」に、「第18条第24項第331号」を「第18条第38項第331号」に、「第18条第24項第332号」を「第18条第38項第332号」に、「第18条第24項第333号」を「第18条第38項第333号」に、「第18条第24項第334号」を「第18条第38項第334号」に、「第18条第24項第335号」を「第18条第38項第335号」に、「第18条第24項第336号」を「第18条第38項第336号」に、「第18条第24項第337号」を「第18条第38項第337号」に、「第18条第24項第338号」を「第18条第38項第338号」に、「第18条第24項第339号」を「第18条第38項第339号」に、「第18条第24項第340号」を「第18条第38項第340号」に、「第18条第24項第341号」を「第18条第38項第341号」に、「第18条第24項第342号」を「第18条第38項第342号」に、「第18条第24項第343号」を「第18条第38項第343号」に、「第18条第24項第344号」を「第18条第38項第344号」に、「第18条第24項第345号」を「第18条第38項第345号」に、「第18条第24項第346号」を「第18条第38項第346号」に、「第18条第24項第347号」を「第18条第38項第347号」に、「第18条第24項第348号」を「第18条第38項第348号」に、「第18条第24項第349号」を「第18条第38項第349号」に、「第18条第24項第350号」を「第18条第38項第350号」に、「第18条第24項第351号」を「第18条第38項第351号」に、「第18条第24項第352号」を「第18条第38項第352号」に、「第18条第24項第353号」を「第18条第38項第353号」に、「第18条第24項第354号」を「第18条第38項第354号」に、「第18条第24項第355号」を「第18条第38項第355号」に、「第18条第24項第356号」を「第18条第38項第356号」に、「第18条第24項第357号」を「第18条第38項第357号」に、「第18条第24項第358号」を「第18条第38項第358号」に、「第18条第24項第359号」を「第18条第38項第359号」に、「第18条第24項第360号」を「第18条第38項第360号」に、「第18条第24項第361号」を「第18条第38項第361号」に、「第18条第24項第362号」を「第18条第38項第362号」に、「第18条第24項第363号」を「第18条第38項第363号」に、「第18条第24項第364号」を「第18条第38項第364号」に、「第18条第24項第365号」を「第18条第38項第365号」に、「第18条第24項第366号」を「第18条第38項第366号」に、「第18条第24項第367号」を「第18条第38項第367号」に、「第18条第24項第368号」を「第18条第38項第368号」に、「第18条第24項第369号」を「第18条第38項第369号」に、「第18条第24項第370号」を「第18条第38項第370号」に、「第18条第24項第371号」を「第18条第38項第371号」に、「第18条第24項第372号」
----------	---	----------	--

号」を「第18条第38項第2号」に、「法第18条第4項ただし書」を「法第18条第5項第1号」に、「第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査」という。)を「第18条第5項第1号の特定構造計算基準等審査」という。)及び省エネ仕様基準審査」に、

「イ 第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う場合	”	(1)のアに定める区分に応じそれぞれ (1)のアに定める額に、(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(ア)から(オ)までに定める額を加えた額 (ア) 第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う部分の床面積（以下この項において「第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積」という。）が1,000平方メートル以内のもの 140,000円 (イ) 第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 190,000円 (ウ) 第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積が2,000平方
---------------------------------	---	---

		メートルを超え 1 万平方メー トル以内のも の 230,000円 (エ) 第18条第4 項 ただし書の構造 計算審査床面積 が1 万平方メー トルを超え5 万 平方メートル以 内のもの 300,000円 (オ) 第18条第4 項 ただし書の構造 計算審査床面積 が5 万平方メー トルを超えるも の 560,000円
」		
「		
イ 第18条第5 項第1 号の特定 構造計算基準等審査を行う場 合で、かつ、省エネ仕様基準 審査を行わない場合	”	(1)のアに定める区 分に応じそれぞれ (1)のアに定める額 に、(ア) から (オ) までに定める区分 に応じそれぞれ (ア) から (オ) まで に定める額を加え た額 (ア) 第18条第5 項 第1 号の特定構 造計算基準等審 査を行う部分の 床面積（以下こ の項において 「第18条第5 項 第1 号の構造計 算審査床面積」 とい う。） が 1,000平方メー トル以内のもの 140,000円 (イ) 第18条第5 項 第1 号の構造 計算審査床面 積が1,000平 方 メートルを超え 2,000平方メー トル以内のもの 190,000円 (ウ) 第18条第5 項 第1 号の構造計 算審査床面積が 2,000平方メー トルを超え1 万 平方メートル以 内のもの 230,000円 (エ) 第18条第5 項 第1 号の構造計 算審査床面積が 1 万平方メー トルを超え5 万平 方メートル以内 のもの 300,000円 (オ) 第18条第5 項 第1 号の構造計 算審査床面積が 5 万平方メー トルを超えるもの 570,000円

ウ 第18条第5項第1号の特定構造計算基準等審査を行わない場合で、かつ、省エネ仕様基準審査を行う場合	(ア) 1戸建ての住宅	〃	(1)のアに定める区分に応じそれぞれ (1)のアに定める額に、a又はbに定める区分に応じそれぞれa又はbに定める額を加えた額 a 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が200平方メートル未満のもの 14,000円 b 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が200平方メートル以上のもの 15,000円	に、 33,000円 を 34,000円 に、
	(イ) (ア)以外の住宅	〃	(1)のアに定める区分に応じそれぞれ (1)のアに定める額に、aからdまでに定める区分に応じそれぞれaからdまでに定める額を加えた額 a 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が300平方メートル未満のもの 30,000円 b 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 52,000円 c 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 97,000円 d 省エネ仕様基準審査を行う部分の床面積が5,000平方メートル以上のもの 150,000円	
エ 第18条第5項第1号の特定構造計算基準等審査及び省エネ仕様基準審査を行う場合	(ア) 1戸建ての住宅	〃	(1)のアに定める区分に応じそれぞれ (1)のアに定める額に、イの(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれイの(ア)から(オ)までに定める額及びウの(ア)のa又はbに定める区分に応じそれぞれウの(ア)のa又はbに定める額を加えた額	
	(イ) (ア)以外の住宅	〃	(1)のアに定める区分に応じそれぞれ (1)のアに定める額	

			に、イの(ア)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれイの(ア)から(オ)までに定める額及びウの(イ)のaからdまでに定める区分に応じそれぞれウの(イ)のaからdまでに定める額を加えた額
--	--	--	---

「

56,000円

」を「

57,000円

」に、「

160,000円
180,000円

」を「

170,000円
180,000円

」に、

「

60,000円

」を「

61,000円

」に改め、「複数建築物に関する」を削り、「2で」を「1又は2で」に、

「

79,000円

」を「

80,000円

」に、「7万9,000円」を「8万円」に改め、「複数建築物の」を削り、「6,400円」を

「6,500円」に、「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改め、同項の備考の3中「第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積」を「第6条の3第1項第1号の構造計算審査床面積」に、「第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積」を「第18条第5項第1号の構造計算審査床面積」に改め、同3の(1)中「第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査」を「第6条の3第1項第1号の特定構造計算基準等審査」に、「第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査」を「第18条第5項第1号の特定構造計算基準等審査」に改め、同表の69の項中

「

(5) 建築士法第23条第1項又は第3項の規定による建築士事務所の登録の申請に対する審査	一級建築士事務所	〃	17,000円	を
	二級建築士事務所又は木造建築士事務所	〃	12,000円	

」

「

(5) 建築士法第23条第1項又は第3項の規定による建築士事務所の登録の申請に対する審査	〃	24,000円	に改め、同表の70の項中
--	---	---------	--------------

」

「

33,000円

」を

33,000円。ただし、当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあっては、26,500円とする。

に改め、同表の72の項の次に次のように加える。

72の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分		単位	金額
(1) 法第12条第1項の規定による宅地造成等又は法第30条第1項の規定による特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件 16,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃 25,000円

		もの		
		盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	37,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	〃	52,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	〃	59,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	78,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	〃	150,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	〃	230,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	〃	360,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	〃	510,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	〃	650,000円
	イ 土石の堆積に関する工事	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの	〃	12,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	14,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	18,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	〃	21,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	〃	28,000円

		土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	31,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	〃	41,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	〃	53,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	〃	68,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	〃	98,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	〃	110,000円
(2) 法第16条第1項の規定による宅地造成等又は法第35条第1項の規定による特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事	〃	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が65万円を超えるときは、65万円とする。 (7) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、(1)のアに定める額に10分の1を乗じて得た額 (イ) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、(1)のAに定める額 (ウ) (7) 及び (イ) 以外の変更については、1万1,000円	

	イ 土石の堆積に関する工事	〃	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が11万円を超えるときは、11万円とする。 (7) 土石の堆積に関する工事の計画の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ、(1)のイに定める額に10分の1を乗じて得た額 (イ) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ、(1)のイに定める額 (ウ) (7) 及び (イ) 以外の変更に ついては、1万1,000円
(3) 法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	〃	4,500円
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	4,500円
	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	6,500円
	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	〃	6,900円
	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	〃	8,100円
	盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	〃	8,100円
	盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	〃	12,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	〃	16,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	〃	23,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	〃	35,000円

	盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	〃	47,000円
--	--------------------------------	---	---------

別表第1の74の6の項中

45,000円
80,000円

を

46,000円
82,000円

に、

80,000円
126,000円
158,000円
198,000円
237,000円

を

82,000円
129,000円
162,000円
203,000円
243,000円

に、

(ア) 1戸建ての住宅	a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。)第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	19,000円
	b a以外の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	34,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	38,000円
(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	33,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	57,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	102,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	154,000円
	b a以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	68,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	114,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	193,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	277,000円

を

(ア) 1戸建ての住宅	a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この項において「省令」という。)第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	35,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	39,000円
	b 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	19,000円
	c a又はb以外の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	26,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	28,000円
(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	70,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	116,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	197,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	284,000円
	b 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	34,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	58,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	104,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	158,000円
	c a又はb以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	51,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	85,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	147,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	214,000円

に、「第1条第1項第1号のロ」を

「第10条第1号のイの(2)及びロの(2)」に改め、「(以下この項において「モデル建物法」という。)」を削り、

「	<table><tr><td>86,000円</td></tr><tr><td>109,000円</td></tr><tr><td>144,000円</td></tr><tr><td>233,000円</td></tr><tr><td>303,000円</td></tr><tr><td>365,000円</td></tr><tr><td>428,000円</td></tr><tr><td>491,000円</td></tr><tr><td>224,000円</td></tr><tr><td>280,000円</td></tr><tr><td>362,000円</td></tr><tr><td>516,000円</td></tr><tr><td>636,000円</td></tr><tr><td>751,000円</td></tr><tr><td>857,000円</td></tr><tr><td>963,000円</td></tr></table>	86,000円	109,000円	144,000円	233,000円	303,000円	365,000円	428,000円	491,000円	224,000円	280,000円	362,000円	516,000円	636,000円	751,000円	857,000円	963,000円	を	<table><tr><td>「</td><td><table><tr><td>88,000円</td></tr><tr><td>111,000円</td></tr><tr><td>147,000円</td></tr><tr><td>238,000円</td></tr><tr><td>310,000円</td></tr><tr><td>374,000円</td></tr><tr><td>439,000円</td></tr><tr><td>503,000円</td></tr><tr><td>229,000円</td></tr><tr><td>287,000円</td></tr><tr><td>371,000円</td></tr><tr><td>528,000円</td></tr><tr><td>652,000円</td></tr><tr><td>770,000円</td></tr><tr><td>878,000円</td></tr><tr><td>987,000円</td></tr></table></td><td>」</td></tr></table>	「	<table><tr><td>88,000円</td></tr><tr><td>111,000円</td></tr><tr><td>147,000円</td></tr><tr><td>238,000円</td></tr><tr><td>310,000円</td></tr><tr><td>374,000円</td></tr><tr><td>439,000円</td></tr><tr><td>503,000円</td></tr><tr><td>229,000円</td></tr><tr><td>287,000円</td></tr><tr><td>371,000円</td></tr><tr><td>528,000円</td></tr><tr><td>652,000円</td></tr><tr><td>770,000円</td></tr><tr><td>878,000円</td></tr><tr><td>987,000円</td></tr></table>	88,000円	111,000円	147,000円	238,000円	310,000円	374,000円	439,000円	503,000円	229,000円	287,000円	371,000円	528,000円	652,000円	770,000円	878,000円	987,000円	」	に、	「	<table><tr><td>40,000円</td></tr></table>	40,000円	を	「	<table><tr><td>41,000円</td></tr></table>	41,000円	」に、
86,000円																																															
109,000円																																															
144,000円																																															
233,000円																																															
303,000円																																															
365,000円																																															
428,000円																																															
491,000円																																															
224,000円																																															
280,000円																																															
362,000円																																															
516,000円																																															
636,000円																																															
751,000円																																															
857,000円																																															
963,000円																																															
「	<table><tr><td>88,000円</td></tr><tr><td>111,000円</td></tr><tr><td>147,000円</td></tr><tr><td>238,000円</td></tr><tr><td>310,000円</td></tr><tr><td>374,000円</td></tr><tr><td>439,000円</td></tr><tr><td>503,000円</td></tr><tr><td>229,000円</td></tr><tr><td>287,000円</td></tr><tr><td>371,000円</td></tr><tr><td>528,000円</td></tr><tr><td>652,000円</td></tr><tr><td>770,000円</td></tr><tr><td>878,000円</td></tr><tr><td>987,000円</td></tr></table>	88,000円	111,000円	147,000円	238,000円	310,000円	374,000円	439,000円	503,000円	229,000円	287,000円	371,000円	528,000円	652,000円	770,000円	878,000円	987,000円	」																													
88,000円																																															
111,000円																																															
147,000円																																															
238,000円																																															
310,000円																																															
374,000円																																															
439,000円																																															
503,000円																																															
229,000円																																															
287,000円																																															
371,000円																																															
528,000円																																															
652,000円																																															
770,000円																																															
878,000円																																															
987,000円																																															
40,000円																																															
41,000円																																															

「	<table><tr><td>63, 000円</td></tr><tr><td>80, 000円</td></tr><tr><td>99, 000円</td></tr><tr><td>119, 000円</td></tr></table>	63, 000円	80, 000円	99, 000円	119, 000円	を	<table><tr><td>「</td><td><table><tr><td>65, 000円</td></tr><tr><td>81, 000円</td></tr><tr><td>102, 000円</td></tr><tr><td>122, 000円</td></tr></table></td><td>」</td></tr></table>	「	<table><tr><td>65, 000円</td></tr><tr><td>81, 000円</td></tr><tr><td>102, 000円</td></tr><tr><td>122, 000円</td></tr></table>	65, 000円	81, 000円	102, 000円	122, 000円	」	に、
63, 000円															
80, 000円															
99, 000円															
119, 000円															
「	<table><tr><td>65, 000円</td></tr><tr><td>81, 000円</td></tr><tr><td>102, 000円</td></tr><tr><td>122, 000円</td></tr></table>	65, 000円	81, 000円	102, 000円	122, 000円	」									
65, 000円															
81, 000円															
102, 000円															
122, 000円															

(ア) 1戸建ての住宅	a 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	〃	9,000円
		床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	〃	10,000円
	b a 以外の場合	床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	〃	18,000円
		床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	〃	20,000円
(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	〃	17,000円
		床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	29,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	51,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	〃	78,000円

b a 以外の場合	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	〃	35,000円
	床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	57,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	97,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	〃	139,000円

(ア) 1戸建ての住宅	a 省令第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	〃	18,000円
		床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	〃	20,000円
	b 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	〃	10,000円
		床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	〃	10,000円
	c a 又は b 以外の場合	床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	〃	13,000円
		床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	〃	15,000円
(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	〃	35,000円
		床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	59,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	99,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	〃	142,000円
	b 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	〃	18,000円
		床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	30,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	53,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	〃	80,000円
	c a 又は b 以外の場合	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	〃	26,000円
		床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	43,000円

に、「モデル建物法に」を「省令第

		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	〃	74,000 円	
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	〃	108,000 円	

」

「

43,000 円
55,000 円
72,000 円
117,000 円
152,000 円
183,000 円
214,000 円
246,000 円
112,000 円
141,000 円
181,000 円
258,000 円
318,000 円
376,000 円
429,000 円
482,000 円

」

「

44,000 円
57,000 円
74,000 円
120,000 円
156,000 円
187,000 円
220,000 円
252,000 円
115,000 円
144,000 円
186,000 円
265,000 円
326,000 円
385,000 円
440,000 円
494,000 円

」

10 条第 1 号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法に」に、

を

に

改め、同表の 74 の 7 の項の備考以外の部分を次のように改める。

74 の 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分			単位	金額
(1) 法第 11 条第 1 項本文又は第 12 条第 2 項本文の規定による費性能適合性判定	ア 法第 30 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合	(ア) 法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物（以下この項において「他の建築物」という。）が 1 戸建ての住宅のもの	1 件	5,000 円
		(イ) 共同住宅、長屋その他 1 戸建ての住宅以外の住宅	〃	10,000 円
			〃	21,000 円
			〃	46,000 円
			〃	82,000 円
		(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の建築物	〃	10,000 円
			〃	17,000 円

			他の建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		〃	27,000円
			他の建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		〃	82,000円
			他の建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		〃	129,000円
			他の建築物の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		〃	162,000円
			他の建築物の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの		〃	203,000円
			他の建築物の床面積の合計が5万平方メートル以上のもの		〃	243,000円
	イ ア以外の 場合	(7) 1戸建 ての住宅	a 建築物 エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第1条第1項第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	35,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	39,000円
			b 省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	19,000円
			c a又はb以外の 場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	26,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	28,000円
		(4) 共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第1条第1項第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	70,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	116,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	197,000円

					床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	284,000円
				b 省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	34,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	58,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	104,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	158,000円
				c a又はb以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	51,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	85,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	147,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	214,000円
			(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の建築物	a 省令第1条第1項第1号のロに掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	88,000円。ただし、工場、倉庫その他これらに類する用途（以下この項において「工場等」という。）の場合にあっては、19,000円とする。
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	111,000円。ただし、工場等の場合にあっては、27,000円とする。
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	147,000円。ただし、工場等の場合にあっては、39,000円とする。
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	238,000円。ただし、工場等の場合にあっては、96,000円とする。
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	310,000円。ただし、工場等の場合にあっては、144,000円とする。
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	374,000円。ただし、工場等の場合にあっては、179,000円とする。

					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	439,000円。ただし、工場等の場合にあつては、222,000円とする。
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	503,000円。ただし、工場等の場合にあつては、265,000円とする。
				b a 以外 の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	229,000円。ただし、工場等の場合にあつては、23,000円とする。
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	287,000円。ただし、工場等の場合にあつては、32,000円とする。
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	371,000円。ただし、工場等の場合にあつては、44,000円とする。
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	528,000円。ただし、工場等の場合にあつては、103,000円とする。
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	652,000円。ただし、工場等の場合にあつては、152,000円とする。
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	770,000円。ただし、工場等の場合にあつては、187,000円とする。
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	878,000円。ただし、工場等の場合にあつては、232,000円とする。
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	987,000円。ただし、工場等の場合にあつては、276,000円とする。
(2) 法第11条第2項又は第12条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 法第30条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合	(7) 1戸建ての住宅	a 他の建築物の増加する部分の床面積（以下この項において「他の建築物の増加床面積」という。）がない場合	〃	3,000円		
			b 他の建築物の増加床面積がある場合	〃	8,000円		
		(イ) 共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 他の建築物の増加床面積がない場合	他の建築物の床面積（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた他の建築物の床面積の変更しない部分の床面積を含む。以下この項において「他の建築物の変更床面積」という。）の合計が	〃	5,000円	

					300平方メートル未満のもの		
					他の建築物の変更床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	11,000円
					他の建築物の変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	23,000円
					他の建築物の変更床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	41,000円
				b 他の建築物の増加床面積がある場合		〃	aに定める区分に応じそれぞれaに定める額に、 (a)から(d)までに定める区分に応じそれぞれ(a)から(d)までに定める額を加えた額 (a) 他の建築物の増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000円 (b) 他の建築物の増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 (c) 他の建築物の増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円 (d) 他の建築物の増加床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 82,000円
			(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の建築物	a 他の建築物の増加床面積がない場合	他の建築物の変更床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	5,000円
					他の建築物の変更床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	9,000円
					他の建築物の変更床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	14,000円
					他の建築物の変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	41,000円

				他の建築物の変更床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	〃	65,000 円	
				他の建築物の変更床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	〃	81,000 円	
				他の建築物の変更床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートル以上 5 万平方メートル未満のもの	〃	102,000 円	
				他の建築物の変更床面積の合計が 5 万平方メートル以上のもの	〃	122,000 円	
			b 他の建築物の増加床面積がある場合		〃	a に定める区分に応じそれぞれ a に定める額に、(a) から (h) までに定める区分に応じそれぞれ (a) から (h) までに定める額を加えた額 (a) 他の建築物の増加床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 10,000 円 (b) 他の建築物の増加床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 17,000 円 (c) 他の建築物の増加床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 27,000 円 (d) 他の建築物の増加床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 82,000 円 (e) 他の建築物の増加床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの 129,000 円 (f) 他の建築物の増加床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの 162,000 円	

						(g) 他の建築物の増加床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートル以上 5 万平方メートル未満のもの 203,000円 (h) 他の建築物の増加床面積の合計が 5 万平方メートル以上のもの 243,000円	
イ ア以外の 場合	(7) 1 戸建 ての住宅	a 省令第 1 条第 1 項第 2 号 のイの(1) 及びロの (1)に掲げ る基準へ の適合を 確認する 方法によ る場合	(a) 増加 する部 分の床 面 積 (以下 この項 におい て「増 加床面 積」と いう。) がない 場合	床 面 積 (既に建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定 を受けた 床面積の 変更しな い部分の 床面積を 含む。以 下この項 において 「変更床 面積」と いう。)の 合計が 200平 方 メートル 未満のも の	〃	18,000円	
				変更床面 積の合計 が 200平 方メートル 以上のも の	〃	20,000円	
			(b) 増加床面積があ る場合		〃	(a) に定める区 分に応じそれ ぞれ (a) に定める額 に、Ⅰ又はⅡに定 める区分に応じ それぞれⅠ又はⅡに 定める額を加えた 額 Ⅰ 増加床面積の 合計が 200平方 メートル未満の もの 35,000円 Ⅱ 増加床面積の 合計が 200平方 メートル以上の もの 39,000円	
			b a 以外 の場合	(a) 増加 床面積 がない 場合	変更床面 積の合計 が 200平 方メートル 未満のも の	〃	13,000円
					変更床面 積の合計 が 200平 方メートル 以上のも の	〃	15,000円

					(b) 増加床面積がある場合	〃	(a) に定める区分に応じそれぞれ (a) に定める額に、Ⅰ 又はⅡに定める区分に応じそれぞれⅠ 又はⅡに定める額を加えた額 Ⅰ 増加床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 26, 000円 Ⅱ 増加床面積の合計が 200平方メートル以上のもの 28, 000円
(イ) 共同住宅、長屋 その他 1 戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第 1 条第 1 項第 2 号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	(a) 増加床面積がない場合	変更床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	〃	35, 000円		
			変更床面積の合計が 300平方メートル以上 2, 000平方メートル未満のもの	〃	59, 000円		
			変更床面積の合計が 2, 000平方メートル以上 5, 000平方メートル未満のもの	〃	99, 000円		
			変更床面積の合計が 5, 000平方メートル以上のもの	〃	142, 000円		
		(b) 増加床面積がある場合	〃	(a) に定める区分に応じそれぞれ (a) に定める額に、Ⅰ からⅣまでに定める区分に応じそれぞれⅠ からⅣまでに定める額を加えた額 Ⅰ 増加床面積の合計が 300平方メートル未満のもの 70, 000円 Ⅱ 増加床面積の合計が 300平方メートル以上 2, 000平方メートル未満のもの 116, 000円 Ⅲ 増加床面積の合計が 2, 000平方メートル以上			

							5,000平方メートル未満のもの 197,000円 Ⅳ 増加床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 284,000円
				b a 以外 の場合	(a) 増加床面積がない場合	変更床面積の合計が300平方メートル未満のもの	" 26,000円
						変更床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	" 43,000円
						変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	" 74,000円
						変更床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	" 108,000円
					(b) 増加床面積がある場合		" (a) に定める区分に応じそれぞれ(a)に定める額に、ⅠからⅣまでに定める区分に応じそれぞれⅠからⅣまでに定める額を加えた額 Ⅰ 増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 Ⅱ 増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,000円 Ⅲ 増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 147,000円 Ⅳ 増加床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 214,000円

			(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の建築物	a 省令第1条第1項第1号のロに掲げる基準への適合を確認する方法による場合	(a) 増加床面積がない場合	変更床面積の合計が300平方メートル未満のもの	"	44,000円。ただし、工場等の場合にあつては、10,000円とする。	
						変更床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	"	57,000円。ただし、工場等の場合にあつては、15,000円とする。	
						変更床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	"	74,000円。ただし、工場等の場合にあつては、20,000円とする。	
						変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	"	120,000円。ただし、工場等の場合にあつては、50,000円とする。	
						変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	"	156,000円。ただし、工場等の場合にあつては、74,000円とする。	
						変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	"	187,000円。ただし、工場等の場合にあつては、92,000円とする。	
						変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	"	220,000円。ただし、工場等の場合にあつては、114,000円とする。	
						変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	"	252,000円。ただし、工場等の場合にあつては、136,000円とする。	

					(b) 増加床面積がある場合	//	(a) に定める区分に応じそれぞれ (a) に定める額に、ⅠからⅧまでに定める区分に応じそれぞれⅠからⅧまでに定める額を加えた額 Ⅰ 増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの88,000円。ただし、工場等の場合にあつては、19,000円とする。 Ⅱ 増加床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの111,000円。ただし、工場等の場合にあつては、27,000円とする。 Ⅲ 増加床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの147,000円。ただし、工場等の場合にあつては、39,000円とする。 Ⅳ 増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの238,000円。ただし、工場等の場合にあつては、96,000円とする。 Ⅴ 増加床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの310,000円。ただし、工場等の場合にあつては、144,000円とする。 Ⅵ 増加床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの374,000円。ただし、工場等の場合にあつては、179,000円とする。 Ⅶ 増加床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの
--	--	--	--	--	----------------	----	--

							のもの 439,000円。た だし、工場等 の場合にあつ ては、222,000円 とする。 Ⅷ 増加床面積の 合計が5万平方 メートル以上の もの 503,000円。た だし、工場等 の場合にあつ ては、265,000円 とする。
	b a 以外 の場合	(a) 増加 床面積 がない 場合	変更床面 積の合計 が 300平 方メート ル未満の もの	〃	115,000円。た だ し、工 場 等 の 場 合 に あ つ て は、 12,000円とする。		
			変更床面 積の合計 が 300平 方メート ル 以 上 1,000平 方メート ル未満の もの	〃	144,000円。た だ し、工 場 等 の 場 合 に あ つ て は、 17,000円とする。		
			変更床面 積の合計 が 1,000 平方メー トル以上 2,000平 方メート ル未満の もの	〃	186,000円。た だ し、工 場 等 の 場 合 に あ つ て は、 23,000円とする。		
			変更床面 積の合計 が 2,000 平方メー トル以上 5,000平 方メート ル未満の もの	〃	265,000円。た だ し、工 場 等 の 場 合 に あ つ て は、 54,000円とする。		
			変更床面 積の合計 が 5,000 平方メー トル以上 1 万平方 メートル 未満のも の	〃	326,000円。た だ し、工 場 等 の 場 合 に あ つ て は、 79,000円とする。		
			変更床面 積の合計 が 1 万平 方メート ル 以 上 2 万5,000 平方メー トル未満 のもの	〃	385,000円。た だ し、工 場 等 の 場 合 に あ つ て は、 96,000円とする。		
			変更床面 積の合計	〃	440,000円。た だ し、工 場 等 の 場		

						が 2 万 5,000平 方メート ル 以 上 5万平方 メートル 未満のも の		合にあっては、 120,000円 とす る。
						変更床面 積の合計 が5万平 方メート ル以上の もの	〃	494,000円。た だし、工場等 の場合にあっては、 142,000円 とす る。
					(b) 増加床面積があ る場合		〃	(a) に定める区 分に応じそれぞ れ (a) に定める額 に、Ⅰ からⅧまで に定める区分に応 じそれぞれⅠ から Ⅷまでに定める 額を加えた額 Ⅰ 増加床面積の 合計が300平方 メートル未満の もの 229,000円。た だし、工場等 の場合にあって は、23,000円と する。 Ⅱ 増加床面積の 合計が300平方 メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの 287,000円。た だし、工場等 の場合にあって は、32,000円 とする。 Ⅲ 増加床面積 の合計が1,000 平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の 371,000円。 た だし、工場等 の場合にあっては 、44,000円とす る。 Ⅳ 増加床面積の 合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの 528,000円。 た だし、工場等 の場合にあって は、103,000円 とする。 Ⅴ 増加床面積 の合計が5,000 平方メートル 以上1万平方メ ートル未満のも の 652,000円。た だし、工場等 の場合にあって は、152,000円 とする。

						VI 増加床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 770,000円。ただし、工場等の場合にあつては、187,000円とする。 VII 増加床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの 878,000円。ただし、工場等の場合にあつては、232,000円とする。 VIII 増加床面積の合計が5万平方メートル以上のもの 987,000円。ただし、工場等の場合にあつては、276,000円とする。
(3) 法第11条第2項又は第12条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付					〃	(2)に定める区分に応じ、それぞれ(2)に定める額
(4) 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ア 当該計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	(7) 1戸建ての住宅		〃	5,000円	
		(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	21,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	46,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	82,000円	
		(ウ) (7) 及び(イ)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	17,000円	
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	27,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	82,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	129,000円	
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	162,000円	
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	203,000円	

			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	243,000円
イ ア以外の 場合	(7) 1戸建 ての住宅	a 省令第 10条第2 号のイの (1)及びロ の(1)に掲 げる基準 への適合 を確認す る方法に よる場合	床面積の合計が200 平方メートル未満の もの	〃	35,000円
			床面積の合計が200 平方メートル以上の もの	〃	39,000円
		b 省令第 10条第2 号のイの (2)及びロ の(2)に掲 げる基準 への適合 を確認す る方法に よる場合	床面積の合計が200 平方メートル未満の もの	〃	18,000円
			床面積の合計が200 平方メートル以上 のもの	〃	19,000円
		c a又は b以外の 場合	床面積の合計が200 平方メートル未満の もの	〃	26,000円
			床面積の合計が200 平方メートル以上の もの	〃	28,000円
	(イ) 一の共 同 住 宅、 長屋その 他1戸建 ての住宅 以外の住 宅	a 省令第 10条第2 号のイの (1)及びロ の(1)に掲 げる基準 への適合 を確認す る方法に よる場合	床面積の合計が300 平方メートル未満の もの	〃	70,000円
			床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	〃	116,000円
			床 面 積 の 合 計 が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	〃	197,000円
			床 面 積 の 合 計 が 5,000平方メートル 以上のもの	〃	284,000円
		b 省令第 10条第2 号のイの (2)及びロ の(2)に掲 げる基準 への適合 を確認す る方法に よる場合	床面積の合計が300 平方メートル未満の もの	〃	34,000円
			床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	〃	58,000円
			床 面 積 の 合 計 が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	〃	104,000円
			床 面 積 の 合 計 が 5,000平方メートル 以上のもの	〃	158,000円
		c a又は b以外の 場合	床面積の合計が300 平方メートル未満の もの	〃	51,000円
			床面積の合計が300 平方メートル以上	〃	85,000円

					2,000平方メートル未満のもの		
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	147,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	214,000円
			(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の建築物	a 省令第10条第1号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	88,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	111,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	147,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	238,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	310,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	374,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	439,000円
					床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	503,000円
				b a以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	229,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	287,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	371,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	528,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	652,000円
					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	770,000円

(5) 法第31条 第1項の規 定による建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	878,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	987,000円
				(7) 1戸建ての住宅		〃
	ア 当該計画 が法第30条 第1項第1 号に掲げる 基準に適合 すると知事 が認めた場 合	(イ) 一の共 同住宅、 長屋その 他1戸建 ての住宅 以外の住 宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	5,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	11,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	23,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	41,000円	
		(ウ) (7) 及 び(イ) 以 外の建築 物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	5,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	9,000円	
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	14,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	41,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	65,000円	
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	81,000円	
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	102,000円	
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	122,000円	
イ ア以外の 場合	(7) 1戸建 ての住宅	a 省令第10条第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円	
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	20,000円	
	b 省令第10条第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	10,000円		
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	10,000円		

					c a 又は b 以外の 場合	床面積の合計が 200 平方メートル未満の もの	〃	13, 000円	
						床面積の合計が 200 平方メートル以上の もの	〃	15, 000円	
				(イ) 一の共 同住宅、 長屋その 他 1 戸建 ての住宅 以外の住 宅	a 省令第 10条第 2 号のイの (1)及びロ の(1)に掲 げる基準 への適合 を確認す る方法に よる場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満 のもの	〃	35, 000円	
						床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル 未満のもの	〃	59, 000円	
						床 面 積 の 合 計 が 2, 000 平方メートル 以上 5, 000 平方メー トル未満のもの	〃	99, 000円	
						床 面 積 の 合 計 が 5, 000 平方メートル 以上のもの	〃	142, 000円	
					b 省令第 10条第 2 号のイの (2)及びロ の(2)に掲 げる基準 への適合 を確認す る方法に よる場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満の もの	〃	18, 000円	
						床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル 未満のもの	〃	30, 000円	
						床 面 積 の 合 計 が 2, 000 平方メートル 以上 5, 000 平方メー トル未満のもの	〃	53, 000円	
						床 面 積 の 合 計 が 5, 000 平方メートル 以上のもの	〃	80, 000円	
					c a 又は b 以外の 場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満 のもの	〃	26, 000円	
						床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル 未満のもの	〃	43, 000円	
						床 面 積 の 合 計 が 2, 000 平方メートル 以上 5, 000 平方メー トル未満のもの	〃	74, 000円	
						床 面 積 の 合 計 が 5, 000 平方メートル 以上のもの	〃	108, 000円	
					(ウ) (ア) 及 び (イ) 以 外の建築 物	a 省令第 10条第 1 号のイの (2)及びロ の(2)に掲 げる基準 への適合 を確認す る方法に よる場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満の もの	〃	44, 000円
							床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル 未満のもの	〃	57, 000円
							床 面 積 の 合 計 が 1, 000 平方メートル 以上 2, 000 平方メー トル未満のもの	〃	74, 000円
							床 面 積 の 合 計 が	〃	120, 000円

				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	156,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	187,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	220,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	252,000円
			b a以外 の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	115,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	144,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	186,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	265,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	326,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	385,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	440,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	494,000円

別表第1の74の7の項の備考の4及び5を削り、同備考の6中「から(6)」を「から(8)」に改め、同6の(5)及び(6)を削り、同6の(4)を同6の(8)とし、同6の(3)を同6の(7)とし、同6の(2)を同6の(6)とし、同6の(1)を同6の(5)とし、同(5)の前に次のように加える。

- (1) この項の(1)のアの(ア)又は(イ) 同アの(ウ)
- (2) この項の(1)のイの(ア)又は(イ) 同イの(ウ)
- (3) この項の(2)のアの(ア)又は(イ) 同アの(ウ)
- (4) この項の(2)のイの(ア)又は(イ) 同イの(ウ)

別表第1の74の7の項の備考の6を同備考の4とし、同備考の7中「第35条第2項（法第36条第2項）」を「第30条第2項（法第31条第2項）」に改め、同7を同備考の5とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の72の項の次に72の2の項を加える改正規定は、同年5月26日から施行する。

食品・生活衛生課
薬事管理課
農産物マーケティング室
園芸畜産課
都市・まちづくり課
建築住宅課

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和7年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第21号

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例
長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。
第26条第2項中「第32条」を「第4項及び第30条から第32条まで」に改める。
第46条中「同条第5項」を「都市計画法第4条第5項」に改める。
第47条第2項中「第21条第6項」を「第21条第7項」に改める。
附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

環境政策課

良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和7年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第22号

良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
良好な生活環境の保全に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表の1中

カドミウム及びその化合物	シアン化合物	六価クロム化合物
1リットルにつきカドミウム0.05ミリグラム	1リットルにつきシアン0.5ミリグラム	1リットルにつき六価クロム0.3ミリグラム

を

シアン化合物
1リットルにつきシアン0.5ミリグラム

に改め、同表の3中「大

腸菌群数を「大腸菌数」に、「1立方センチメートルにつき個」を「1ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、
「

3,000

」を「

800

」に改める。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第4号）附則第2条の規定の適用を受ける特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）から同条第1項に規定する公共用水域に排出される水の六価クロム化合物に係る良好な生活環境の保全に関する条例第16条に規定する上乗せ排水基準については、なお従前の例による。

水大気環境課

長野県宿泊税条例をここに公布します。
令和7年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第23号

長野県宿泊税条例